

米の生産調整と農家の対応

誌名	農村生活研究 = Journal of the Rural Life Society of Japan
ISSN	05495202
巻/号	30
掲載ページ	p. 19-25
発行年月	1971年11月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



米の生産調整と農家の対応

東北農試 関 正 治

A Study of the Changes in Farm Organization under the Acreage Allotment in Japan

Shoji Seki

Tohoku Agr Exp Sta

I はじめに

米穀年度の終りである 10 月末の古米在庫量は、43年以降急速に増加（35年 44万トン・40年 5万トン・42年 64万トン・43年 298万トン）し、44年には 553万トン、そして、45年にはついに 720万トンにも達したり。46年度の米需要見込量である 1,165万トンが適正な量であるかどうかは別としても、これとの対比でみる限り、720万トンという在庫量は、驚異に値する数量だといえよう。

古米在庫量の増加は、稲作付面積の増加（開田・土地改良など）と反収の向上（技術改良・農民の生産意欲など）による米生産量の増加、食糧消費構造の変化に伴う米消費量の減少とがからみあって発生しているもので、恒常的であり構造的であるといえよう。この恒常的・構造的に累増する米の過剰を如何にして解消し、米の需給関係を正常に戻すかが問題とされ、その対策の一つとして「米の生産調整」が 45年から実施されたのである。

45年には、どちらかといえば、「米の減産」に重点がおかれたが、46年には、「農業生産の地域指標」および「食管制度の改正」とも関連させ、その内容を大きく変えてきた。それは、「米の恒常的な過剰状態を解消し、需要に対応し、かつ、地域の特性に応じた農業生産を確立するため、米の生産調整および稲から他作物への作付転換のための対策を、総合的かつ計画的に、46年度から 50年度までの 5ヶ年間を実施期間として推進する²⁾」としていることである。また、米価据おき、政府買入米の制限（46年度は 580万トンを限度）、消費者米価の物統令適用除外などの施策出現である。

ここには、過剰米問題を転機に、各地域の農業生産を“稲の作付転換”によって変えてゆこうとする政策的意図があるし、また、“食管制度の改正あるいは撤廃”を

通じて“米の自由化”への接近がみられる。46年から、米の配給は政府米・自主流通米に加えて「余剰米」の形で行なわれることになる。過剰米問題は、46年を転機に、「量的な調整」から「質的な調整」へと大きくその局面を変えてきたといえよう。

こうした米穀事情の変化に対し、いろいろの角度^{3)~10)}から検討が加えられている。その多くは、食管制度の改正・崩壊とともに米の生産・配給の態様が大きく変化するであろうことを、また、これに対応する農家＝個別経営の今後のあり方を問題としている。

急速かつ質的に変化しつつある米の諸問題は、米の持つ社会的経済的性格からして、広範な分野から論議されねばならないが、経営的側面からすれば、実際に米生産を行なっている農家が、生産調整なり作付転換の問題をどう受けとめているかの実態把握と、その経営発展との関連究明であろう。いいかえるならば、稲の休耕および作転が単なる一時的対応現象でなく、その実施を通じて、将来的に新しい経営形態に改変されてゆくかどうか、また、その条件が十分整備されているかどうかの究明である。

当面、奨励補助金（10a 当り・休耕 3万円・転作 3.5万円・集団加算 5千円）の上に実施される休耕・転作は、きわめて流動的であるといわざるをえない。流動的実態の中で、経営発展の行くえを明確に把らえ究明することは困難であろうが、生産調整および作付転換を契機に変化しつつある実態を把握し、それを通じて経営発展の萌芽を摘出することは必要と考えられる。

この報告は、こうした問題を十分究明しえたものでないが、岩手県南稲作地帯の花巻市湯本地区での生産調整の現状にふれた機会を通じて、若干、検討を加えたものである。調査に当り、種々協力願った湯本農協営農指導部および農家の方々に對し、心からお礼を申し上げたい。

II 岩手県における生産調整の動向

畑作生産（大小豆・麦類）の比重が比較的高かった岩手県農業は、戦後の食糧増産政策と米価上昇に刺激され、30年後半から、開田および技術改良に支えられ米生産の比重を高め、農業生産額の62%、稲作農家が全農家の88%を占めるに至った。開田面積は40年以降だけでも1.3万haに及んでいる。開田は、北上川の治水との関連で、各支流にダムが建設されたことによるものである。すでに、田瀬（猿ヶ石川・東和町）・湯田（和賀川・湯田町）・石淵（胆沢川・胆沢町）・山王海（滝名川・紫波町）・豊沢（豊沢川・花巻市）などがあり、その多くが治水・電力・灌漑に利用される“多目的ダム”である。こうして、岩手県では水田面積が33年の66千haから44年の107千haへ、また、米生産量が22万トンから46万トンへと飛躍的な増加を示した。この間、反収も370kgから460kgへと著しい上昇をみせている。生産調整は、こうした開田ブームと米生産意欲の高まりの中で迎えられたのである。

45年度は、面積7.3千ha、数量32.1千トンの割当に対し、50%の農家が協力し、約1万ha（休耕30%・転作30%）の水田が減反された¹⁾。「米の生産調整に関する意識調査」による全国的にみた生産調整への農家の対応は、水稲作農家の54%が減反に協力しており、その理由は“食管制度を守る”（全国49%）ことにあつた¹²⁾といわれ、岩手県もほぼそれと同様の傾向であつた。

それでは、米穀事情が大きく変化した46年度はどうであつたか。割当の面積15千ha、数量67トンにおける達成率は第1表のとおりで、これを45年のそれと対比すると、計画と実績に差のなかつた45年に対し、46年は、両者の間に著しい差のあることが注目される。す

第1表 岩手県における生産調整

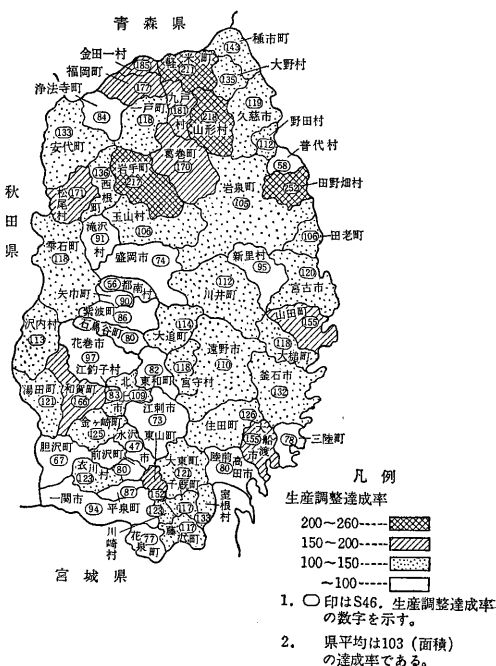
達成率	項目	面積	数量
S45計画	達成率	134	129
S45実績	達成率	132	123
S46計画	達成率	135	131
S46実績	達成率	103	96

注：1. 岩手県資料による
2. S46計画に対する達成率は6月14日現在
S46実績達成率は7月31日現在の率である。

なわち、計画段階では面積・数量が割当に対し、それぞれ、135%、131%であつたが、実績では103%、96%に低下している。このことは、現象的には春先の低温が苗の生育遅延と苗不足傾向を強め、その時点での減反数量の申告を多くさせたが、その後の天候回復で苗が確保さ

れ、田植えができたので減反を少くしたからだといわれる。農家は、いわゆる“冷害減反”、“青刈減反”という形で対応していたのであり、天候に支配された面もあるが、米生産に対する農民の強い執着の現われとみることができる。その背景には、米過剰下なるが故に、技術に習熟した稲作を今後も継続し、米の主産地形成の基盤をつくりあげておきたいという意図の現われとみることができる。この傾向は、第1図のように、県南稲作地帯、とくに、「江刺金札米」で知られる江刺市はじめ北上川下流域で達成率が著しく低いことから知られる。

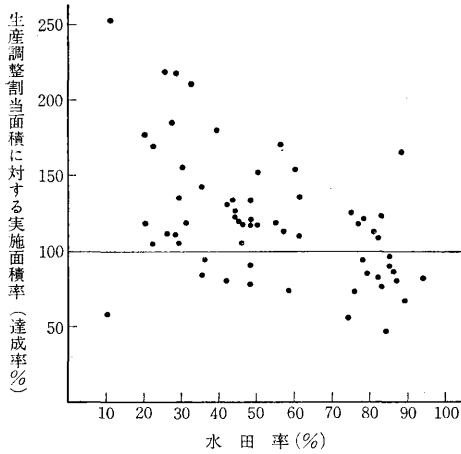
第1図 岩手県市町村生産調整達成率（S.46）



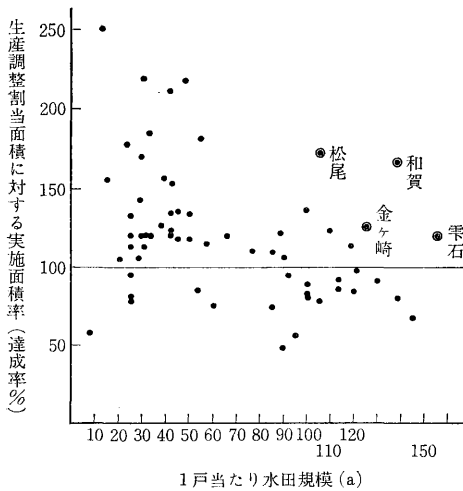
市町村別に水田率と達成率との関係を見ると、第2図のように、水田率の高い市町村ほど達成率が低下し、水田率70%を超えると割当数量を消化しきれないものが多い。また水田規模と達成率との関係は、第3図のように、規模の大きい市町村ほど達成率が低く、1haを超えると割当を下廻るものが多い。規模の大きい町村で達成率が高くてている雫石・和賀・金ケ尾・松尾は、いずれも40年以降開田の多かったところで、低位生産田を集団で休耕あるいは転作していることによる。

以上岩手県での生産調整は、中山間地帯で水田率が低く、稲作規模の零細なところと開田率の高いところで達成率が高い。これは、稲作の生産立地がわるい低位生産

第2図 水田率と生産調整達成率との関係
(岩手県市町村別)



第3図 1戸当たり水田規模と生産調整達成率との関係



田を多くかかえたところである。このことは、県全体の達成率が面積で 103% であるのに、数量では 96% にすぎなかったことから知られる。逆にいえば、生産力の高い平坦水田地帯では、将来の主産地形成とも関連して、米生産意欲の強さを示している。

III 花巻市湯本地区における生産調整

湯本地区は、北上川下流域の県南稲作地帯に属し、豊沢ダムの建設によって 30 年代後半から開田が行なわれ、40 年には 2.5ha 以上層が 20% を占めるに至り、周辺開田地区より早くから上層の比重が高いところである。45 年の階層構成は、1.5ha 以下 45%、1.5~2.5ha 34%、2.5ha 以上 21% で、中上層に比重がやや高

い。兼業農家率は、35年の 56% から 45 年の 84% に増加するが、その殆んどが 1 兼化で、全農家の 60% を占めている。生産調整の始まった 45 年には、農業に従事しながら他産業に従事する者の数が急激に増加しているのが注目される。これは、外部産業の農業労働力吸引の度合上昇もあるが、米価掘おき、生産調整という稲作に対する危機感が大きく影響している。

こうした層としての上層の存在と兼業化傾向をふまえて、兼業農家の請負耕作を通じての離農と稲作および肥育牛の大規模中核農家の創出を前提に、46 年から第二次構造改善事業が始まり、これまで遅れていた耕地基盤の整備および労働手段の高度化とその共同利用組織の形成が進められている。生産調整がこうした動きに対し、どのように作用するかが問題とされるところである。

1. 地区の生産調整状況

農協は、生産調整を次の方法により行なうことにした。一つは、一律割当とせず協力は自由であるとしたこと、二つは、生産費が高い農家あるいは低位生産水田に対する休耕・転作の奨励と指導、三つは、「互助会」をつくり休耕・転作しない農家から出荷米 1 俵につき 100 円を徴収し、それを生産調整協力農家にプラス α の奨励金としてつけたことである。プラス α は、生産調整実施田の共済反収 1 kg にかげられる国からの奨励金 (45年81円・46年68円) に加算 (45年14円・46年7円) され、46年の反当奨励金が休耕地で 3.3~3.5 万円、転作田で 3.8~4.2 万円となっている。これにより一般調整奨励金より約 3 千円高くなる。休耕しても作付したとほぼ同等の所得がえられるように配慮したという。また、稲作中心の上層農家は 100 円以上出しても稲をつくりたいという。

こうして、農協指導のもとに、“米をつくるもの”と“調整するもの”とが相互扶助体制をつくり、第2表のように、45 年、46 年ともにほぼ割当面積を消化している。

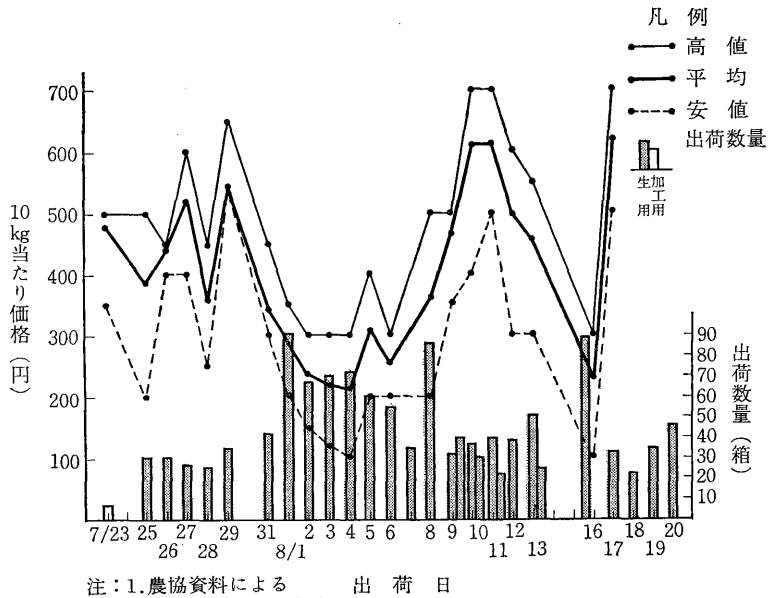
生産調整の内容は休耕が圧倒的に多く、60~70% を占めている。46 年の主たる転作物は、牧草 48ha、大豆

第2表 湯本地区における生産調整

年次	項目 目標面積	実 施			計画に対する達成率	水田面積に対する調整面積率
		休 耕	転 作	計		
昭45	140.2 ha	80.7(6.1) ha	57.6(39) ha	138.3(100)	99%	9.3%
昭46	242.3 ha	169.5(63) ha	75.0(32) ha	235.5(100)	97%	15.9%

注：1. 湯本農協資料による。
2. 46年の休耕には 68.8ha の土地改良通年施行を含む。

第4図 湯本地区のキュウリ出荷状況



注：1. 農協資料による
2. 1箱は10kg入である

10haで、本年新しくトマト4ha、キュウリ0.9haが導入され、プラスα農業の一つの核となろうとしている。トマトはK食品会社との契約栽培(契約面積2.9ha)で、価格(1kg当り12円)が安定しているため拡大が見込まれている。出荷期は8月10日～9月25日で、収支の目標は10a当り収量6千kg、販売金額7.2万円、費用1.82万円、所要労働時間314時間、1日当り労働報酬が1,372円、農家手取金額は5.38万円になるという。キュウリは0.9haにすぎないが、7月23日～10月5日に出荷される予定で、目標を収量6千kg、販売金額30万円(1kg当り50円)、費用14.74万円、所要労働時間781時間、1日当り労働報酬1,565円、農家手取額15.26万円においている。キュウリはトマトの約3倍の手取金額となるが、収穫期が稲の収穫と競合する時期が長いこと、多労であること、価格変動が大きいことなどから、トマトより拡大の可能性が少ないという。7月23日～8月20日のキュウリ出荷状況は、第4図のようで、最も多く出荷された8月上旬に価格の値下りと遭遇し、平均価格(10kg当り)が212円(安値100円)まで低落している。当初計画の平均10kg当り500円はとても実現できそうにない。

農協は、二次構との関連で、稲作と肥育牛経営の拡大を基本方向としつつも、当面、トマト・キュウリのプラスαも考えているが、その場合問題となるのが耕地条件の

劣悪さである。それは、転作水田の耕水が不良なことで、トマト・キュウリが湿害にかかりやすく、とくに点在的に耕作している現状では、周辺水田からの“さし水”が気温上昇ともからんで、被害を倍加している。また、休耕地の多くは、山ぞいの排水不良田か生産力が低く手間のかかるところで、2年休耕すると荒廃化するという。休耕地は除草剤撒布1回の管理をしているが、約120haが復旧できないだろうとみている。

生産調整は、確かに、米の量的調整という目的を達成しつつあるが、転作物のための条件整備という新しい問題を生みだし、また、多量の労働と資金を投入して造成した水田を荒廃化しつつあるということも見逃してはならない。

2. 個別経営の対応

湯本地区での生産調整は、いろいろ問題をかかえながらも、その目的を達成しつつ進行している。では、個別経営は生産調整、とくに転作をどう受けとめているだろうか。ここでは、土地改良の通年施行もない糖塚部落のそれをみてみよう。

1) 生産調整の階層性

生産調整農家は、第3表のように、総農家数84戸の50%で、「休耕のみ」8%、「休耕・転作」17%、「転作のみ」24%で、転作が多い。実施農家率は、2～3ha

層で最も高く、次いで、3ha以上で、2ha以下層で著しく低い。「休耕のみ」の比率は2ha以下で、「休耕・転作」は3ha以上で、「転作のみ」は2~3ha層でそれぞれ高く、中層以上で転作を担当している。

第3表 糠塚部落における階層別生産調整 (S46)

階層	項目	総家数	非生産調整農家数	生産調整農家数	種類別生産農家数						比率				
					休耕のみ	休耕・転作	転作のみ	休耕のみ	休耕・転作	転作のみ	%	%	%	%	%
300a以上		10	3	7(70)	0	4	3	0	40	30					
200~300		27	7	20(74)	2	7	11	7	26	41					
100~200		35	24	11(31)	4	2	5	11	6	14					
100a未満		12	9	3(24)	1	1	1	8	8	8					
計		84	43	41(49)	7	14	20	8	17	24					

注：農協資料より作成

転作物とその1戸当り作付面積は、第4表のように転作物農家34戸のうち飼料作物12戸(38%)・76a、大豆10戸(30%)・7a、キウリ7戸(21%)・9a、トマト6戸(18%)・12aなどで、飼料作物が戸数・面積ともに大きい。転作物の種類が多いのは2~3haの中層で、1ha以下層は転作物農家も少ないし、種類も大豆・小豆で面積もわずかである。

2) 保有労働力と生産調整

1戸当り労働力と生産調整の関係は、第5表のように、労働力の少ない農家で休耕が多く、労働力の増加とともに転作も増加傾向を示す。

3) 家畜の飼養規模と飼料作物

この部落では16戸(19%)が乳牛を、27戸(32%)が肥育牛を飼養し、家畜飼養農家が51%を占める。こうしたことが飼料作物を第1位にしており、これが生産調整実施率および面積を高めている。

家畜飼養規模と飼料作物の関係は、第6表のように、肥育牛農家に比し酪農家が、また、飼養規模の大きいものほど飼料作物の作付面積が大きい。無畜農家2戸が1~2haの飼料作物を行なっているのは、労力不足によるも

第4表 糠塚部落における階層別転作物

階層	項目	転作物農家		1戸当り転作物面積	作物別作付戸数および1戸当り転作物面積																	
		戸数	比率		飼料作物		大豆		トマト		キウリ		野菜		小豆		ウリ		小麦		畜舎・その他	
					戸	%	戸	a	戸	a	戸	a	戸	a	戸	a	戸	a	戸	a	戸	a
300a以上		7	70.0	71.7	5	89.0	2	6.6	1	14.2	2	7.9	2	5.9	—	—	—	—	—	—	1	2.0
200~300		18	66.7	35.2	6	71.2	5	9.3	2	14.1	5	9.9	2	9.5	2	9.8	1	14.0	1	3.4	4	6.7
100~200		7	20.6	6.4	—	—	2	5.6	3	8.9	—	—	2	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—
100a未満		2	14.3	20.4	1	33.5	1	3.3	—	—	—	—	—	1	3.9	—	—	—	—	—	—	—
計		34	40.0	35.3	12	75.5	10	7.4	6	11.5	7	9.4	6	6.3	3	7.8	1	14.0	1	3.4	5	5.7

注：農協資料より作成

第5表 労働力構成と生産調整

項目	労働力	戸数	基幹労働力					同左比率						
			4人	3人	2人	1人	0人	4人	3人	2人	1人	0人		
休耕のみ		7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
休耕・転作		14	2	2	5	2	3	14	14	37	14	21	—	—
転作のみ		20	5	1	11	3	—	25	5	55	15	—	—	—
不実施		43	1	6	20	14	2	2	14	46	33	5	—	—

注：農協資料より作成

ので、雑草防除と地力維持を目的としている。

以上のことから、糠塚部落での生産調整は、2ha以上の労働力の多い農家で転作実施率が高く、主な作物は飼料作物と大豆であり、畜産と結合している点が特徴的である。飼料作物以外の作物はいずれもわずかな作付けであり、試験的、流動的で、耕地条件、栽培技術、市場問題にこれから解決しなければならない課題をもつ。

4) 個別事例

ここの転作が家畜飼養と結合しており、将来ともこの拡大は無視できないことから、有畜飼料作物転作農家の実態に若干ふれておこう。

① 肥育牛農家 (I・K農家)

この農家は、労働力4人、水田2,7ha・畑15a・原野1.1ha(46年7月・10月牧草播種)・共同牧野80a・農協放牧場草地1ha利用で、53頭の肥育牛を飼養している。

46年には牧草30aとキウリ11aを転作した。労働力4人という強みが11aのキウリを作付けさせたが、稲作、草地、家畜飼養との労力配分がうまくゆかず、結局、キウリ11aは今年限りで中止する。

肥育牛は31年の2頭から42年10頭に、そして、45年の10%減反ショックで多頭化を決意した。45年8月畜舎を建設(50頭収容・借入金285万円・自己資金75万円)し、35頭(借入金280万円・自己資金70万円)に拡大した。46年6月・8月に16頭(借入金144万円・自己資金36万円)を追加し、現在53頭を飼育してい

第6表 家畜飼養頭数と飼料作物作付面積別戸数

頭数	面積	飼料作物作付面積 (a)											
		0	4	6	8	10	30	34	52	103	104	204	322
飼養頭数	無畜						1				1	1	
	1	乳	5	1	1		1		1				
		肉	12	—	—		—		—				
	2	乳	1										
		肉	11										
	3	乳	—			1							
		肉	2			—							
	6	乳								1			
		肉								—			
	12	乳	1								1		
		肉	—								—		
	19	乳						—					1
		肉							1				—
	43	乳						—					
肉								1					

注：農協資料による。

る。

所得目標は、肥育牛 300 万円 (18ヶ月肥育)、米 100 万円におく。当分の間、「肥育牛+米」でゆくが、5年後の米の動向如何によっては、飯米確保程度の水田を残し、他の水田を売却し、肥育牛の拡大をはかるといふ。従って、水田を利用しての肥育牛は考えず、牛は草地で飼うものだという。また、草地可能地が多くあるのだから、これを拡大すべきで、休耕するくらいなら、これをまとめて草地化すべきだといふ。30 a 以上の飼料作物作付は考えていない。

② 酪農家 (M・K農家)

この農家は、労働力 2 人、水田 6.5ha・畑 10 a・原野 30 a・貸付地 (農協放牧場草地) 2 ha (利用している) で、現在乳牛 20 頭 (搾乳牛 12 頭・成牛 1 頭・育成牛 7 頭) を飼養している。46 年は 320 a を飼料作物に転換した。

乳牛導入は 28 年 (成牛 1 頭) で、40 年 5 頭、42 年 10 頭、44 年 15 頭、そして 46 年 20 頭に拡大した。この間、水田も 21 年の 3.4ha から 35 年の 4.3ha (耕地整理で畑開田) に、さらに 38 年から購入で逐次拡大し、46 年 6.5ha となったものである。

酪農の拡大は、「稲作+酪農」経営を目標に進められたが、水田が 6 ha を超えた今日、いずれに重点をおくかが問題になる。長男が 3 年後に大学を卒業するので、

それを機会に経営を稲作と酪農に分化し、専門化してゆくといふ。現在 320 a の飼料作物作付を行なっているが、奨励金がなくなれば 100 a にするという。

土壌重粘、排水不良という現在の水田耕地条件のもとでは、機械利用が十分できない。今後、耕地条件がよくなれば水田で飼料作物をつくるが、あくまでも米価と乳価との比較できるといふ。

この農家も I・K 農家と同様に、酪農の拡大・専門化は草地を前提にしなければ成立しないといっている。水田利用で酪農を行なう場合には、より排水を良好にすること、転作田の集団化が必要であるとしている。

IV おわりに

以上、岩手県および県南稲作地帯の I 地区事例を中心に、生産調整の現状をみてきたわけであるが、要約すると以下のようである。

第 1 は、「米どころ」ほど生産調整への協力が低いことである。この傾向は、良質米、銘柄米をもつ地域ほど目立ち、全国的にも、新潟、山形、宮城などで割当を著しく下廻っている。「米どころ」ほど、米が過剰であるが故に、米主産地形成に対する意欲が強いことを示すものであろう。

第 2 は、奨励補助金の上に実施されている転作は、著しく流動的であり、個々の農民は転作を経営転換の軸と

してでなく、単なる米の量的調整への協力としか位置づけていないことである。このことは、休耕が全般的に多いこと、転作面積が少ないことから容易に知られる。

第3は、転作が比較的定着しそうな畜産と結合した飼料作でも、水稲作の間に点在する限り、栽培技術あるいは機械利用の面で多くの制約があり、畜産発展の支えに十分になっていないことである。この制約は、有畜農家が休耕田を借地として、耕地規模拡大をはかることを阻害し、その結果として、休耕田の荒廃化を招いている。

第4は、商品作物が導入されても、その市場対応体制が十分確立されていないことである。これは、新しい作物の導入・生産が市場出荷を意識し、稲作との関係を十分配慮したものでなく、また、量的にも少ない段階にあるため、経営的に未定着なためである。

以上四つの問題は、単に転作ということに限定されたものでなく、農業がもつ問題でもある。従って、転作問題では、それ自体を問題にする前に、今後の農業のあり方が、まず、問われねばならない。それは、稲作の今後のあり方であり、また、畜産、そさいなどのそれである。これは解決のためにかなりの時間を要する問題である。従って、当面は、こうした方向づけをふまえつつ、転作の実態の中から解決すべき問題を摘出し、その解決を通じて、発展の基盤をつくってゆくことである。その一つは、稲作のための耕地・水利基盤の整備をさらに進め、畑利用を可能とすることである。次には、経営の分化と専門化であり、また、それを前提とする生産組織化であろう。そして第3には、小地区完結の生産・販売体制でなく、周辺を含む広域的な体制で生産と市場対応がなさ

れねばならないという点であろう。

ともあれ、今回の調査は、すべてが過程の問題であり、発展的萌芽の摘出というよりも、混迷の態様に接したにすぎなかったことを附言しておきたい。

引用・参考文献

- 1) 昭和 45 年度・農業の動向に関する年次報告・第 65 回国会(常会)提出
- 2) 昭和 46 年において講じようとする農業施策・第 65 回国会(常会)提出
- 3) 米価引下げを提案する・小倉武一・エコノミスト・'70 年 12 月 8 日号
- 4) 物価統制令廃止とコメ・松浦恵・エコノミスト・'71 年 1 月 19 日号
- 5) 米の生産調整と買入れ制限措置をめぐって・馬場昭・農業と経済・昭和 46 年 7 月
- 6) 米過剰下の農業労働力移動・中安定子・エコノミスト・'70 年 12 月 22 日号
- 7) 米の生産調整と労働力流出・中安定子・農業と経済・昭和 46 年 6 月
- 8) 転作に対する農協の姿勢・河相一成・農業と経済・昭和 46 年 8 月
- 9) 米過剰下の「佐賀段階」の新展開・江口正芳・農業と経済・昭和 46 年 6 月
- 10) 気がかりな配給米不足・大谷哲丸・エコノミスト・'71・8 月 10 日号
- 11) 農業統計研究資料(35)・米の生産調整と農家経済・第 2 章 岩手県下における米生産調整と農家経済(白川清)・財団法人統計研究会・昭和 46 年 3 月
- 12) 農家の米生産調整への対応・今月の農林統計から・満永正昭・農業と経済・昭和 46 年 6 月